

# 動乗勤改悪阻止で

# 『申6号』を申し入れ(2)

日刊  
動労千葉

## 当局の一方的強行

## 動労「本部」革マルの裏切りを許さぬ。

動労千葉は、二月十七日に第六回内達対策委員会を開催し、「有効期間の定めのない協定等の取り扱いに関する協定」に基づき動乗勤制度の一方的改悪を策動する当局に対し、「申第6号」による団体交渉の強化を中心とする、基本的立場を確認しました。

### 「三月末～六月末集約」を策す当局

一九八二年一月二一日に提案された、「動力車乗務員の勤務等の改正」について、動労千葉は、「申第13号」及び「申第16号」を発出し、団体交渉を開きました。しかし、提案を一言半句変えようとしない当局の硬直した姿勢により、団体交渉は真向から対立する中で、一九八三年六月三十日、当局は「59・2実施を断念する」旨の通告を行い、七月一日、「千總労第64号」をもつて「有効期間の定めのない協定等の取り扱いに関する協定」により取り扱うとの通告を行つてきました。

これにより、当局は三月三一日までを交渉継続としたうえで、労働組合法第十五条をタテに「内達一号」をはじめとする現行協定の四月一日「解約予告」一六月末「破棄」による「60・3強行実施」を狙つているのです。

### 組合員一人ひとりの理論武装強化 をかちとろう

二月九日に開かれた第五回内達対策委員会は、内達対策委員会の役員体制を確立し、「申13号」「申16号」の交渉経緯にふまえた新たな「申し入れ」による団体交渉の展開を、運転保安闘争と結合させて闘うとともに、職場集会や学習会開催による組合員一人ひとりの理論武装の強化を通して、動乗勤改悪阻止をかちとることを確認しました。こうした立場から、二月十七日の第六回内達対策委員会は、次の内容を骨子とする「申第6号」の発出を決定しました。

### △「申第6号」の骨子▽

- ① 当局は「有効期間の定めのない協定等の取り扱いに関する協定」に基づくと称し、動乗勤改訂を一方的に実施する姿勢にあります。ですが、期間を限定せず充分協議すべきであります。

- ② 当局は、提案を一言半句も変えない硬直した態度を改め、誠意をもつて団体交渉を行うべきです。
- ③ 提案は、これまでの労使確認等を無視し、「乗務効率向上」のみを言いたて、労働条件を悪化させるものです。
- ④ 提案は、要員合理化による運転保安上の矛盾が乗務員にしわよせされている状況を、さらに悪化させる内容です。
- ⑤ 提案は食事時間、すいみん時間等の定めがないなど、憲法で明記された「健康で文化的な生活の保障」について、決定的な悪化条件となります。
- ⑥ 労働時間の策定については、就業規則に定められた労働時間の範囲内で行われるべきであり、超過勤務を前提とした勤務の策定は違法です。
- ⑦ 動力車乗務員の勤務の重要性、特殊性から、割増し換算制による労働条件の改善が必要です。
- ⑧ 当局は、待ち合わせ時間を「労働時間とみなす」と称し、労働時間として認めていなが、労基法上休憩時間以外の拘束時間を労働時間としないことは違法です。

### 当局一動労「本部」の片仕切りを許さぬ職場体制を構築しよう

内達対策委員会は、「申第6号」を軸に、団体交渉に臨み、改訂案の撤回と組合案による労働条件の改善を要求していくと同時に、当局による一方的実施を許さぬ職場の体制を構築していきます。とりわけ、国鉄労働運動解体攻撃である動乗勤改悪を、「勤務と給与の問題」ととらえ、「働き不足をクリア」する」として昨年六月妥結を策した動労「本部」革マルが、決定的局面で裏切りにてくることは明らかであり、片仕切りを粉碎し動乗勤改悪阻止を全力で闘いとることを確認しました。

84. 2. 21  
No. 1569

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七